

## 隱岐・村上家文書と安龍福事件

池内 敏

### 一 問題の所在

元禄竹島（鬱陵島）渡海禁令は、元禄九年（一六九六）正月二八日、鳥取藩あて個別法令として江戸城内で伝えられた。全国法令でなかったのは、現実に竹島（鬱陵島）渡海を行ってきた鳥取藩領民に対する規制さえなされれば、渡海禁止の実があがると判断されたからである。その内容は朝鮮側にも知らせる必要があったため、同じ日に対馬藩にも禁令が伝えられたが、対馬藩は老中に対し、禁令内容を朝鮮側に伝え終わるまでは鳥取藩に対して禁令を伏せておくよう求めている。この点からしても、この禁令が広く周知された全国法令ではなかったことが明らかである。なお、鳥取藩江戸藩邸に伝えられた禁令が、鳥取藩国元に伝わるのは同年八月一日のことである。

この禁令は、同年一〇月一六日、対馬藩国元屋敷で渡海訳官使に伝達された。訳官使一行が朝鮮に帰着するのは元禄一〇年正月一〇日、朝鮮政府中央が禁令内容を把握するのはさらにその後のこととなる。したがって、禁令が江戸城内で出されてから朝鮮政府に伝わるまでに約一年間の空白が存在する。その空白期にあたる元禄九年五月から八月にかけて、安龍福ら一人の朝鮮人が鳥取藩領に現れ、帰国後に朝鮮官憲によって捕縛される事件が起こった（安龍福事件）。それは元禄竹島（鬱陵島）渡海禁令が朝鮮側に伝わる前に生じた事件だっただけに、現代韓国では、安龍福の活躍によって右の渡海禁令が引き出さ

れたとする解釈がなされたり、朝鮮官憲に対する安龍福の弁明内容をそのまま史実として解釈されたりもする。それゆえに韓国における安龍福は英雄として扱われる。

これに対し、安龍福の供述内容が史実と乖離している点を捉えて、「犯罪者の供述書」「朝鮮側の記録（肅宗実録の記事）及び我が方の記録によって認め得るのは、彼が鬱陵島、隱岐島を経由して因州に渡航し来ったということのみで、記事中に見ゆる他の言動につき、日本に対するものは全て虚構の言」「兎もかく無知な一行」「いかにも無知な：彼らはなまはんな知識を振りまわし」などなど、一九六〇年代の川上健三・田川孝三による指摘以来、この事件には低い評価しか与えられなかった。安龍福は、日本では虚言癖の男として扱われてきたのである。

一方、内藤正中は、安龍福の供述内容が史実と乖離することを認めたと上で、「荒唐無稽で誇大な虚構と批判するだけでは、安龍福事件の本質を誤認させることになる」と述べ「内藤正中〇〇、九六頁」、「安龍福が備辺司で行った供述のすべてを自作自演の作り話として全否定する見解に対しては、見直してゆく必要がある」〔内藤正中〇五、三頁〕とする。安龍福供述の背景には、彼の錯覚・誤認も含めて、何らかの根拠となる史実のあったことまで排除できるわけではないことに注意を喚起するのである。

さて、英雄か虚言癖かという人物評価に従属させて史実を論じるのはおよそ学問的ではない。韓国人研究者による安龍福事件研究の最大の問題点は、当該事件が日本と朝鮮をまたいで生じたものであり、関連史料が両側に残されているにもかかわらず、日本側史料をほとんど参照しない点にある。史料解読の困難さも一因ではあるが、それにして日本人研究者の提示する翻刻史料をも参照せずに、ひたすら朝鮮王朝実録等に残された安龍福供述にのみ依存して分析していたのは史実が明らかにできようはずもない。同一事件に関わって性質の異なる史料が残されているとすれば、それらを相互に突き合わせて多角的な分析を行い、事件の実像に迫ってゆくというのが歴史分析の鉄則ではなかったか。

本稿は、歴史的事実に基づいて安龍福事件を評価する一環として、近年公開された隱岐・村上助九郎家文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」(以下、村上家文書と略す)の検討を行うものである。

## 二 村上家文書の構成と概要

村上家文書は、隱岐嶋前の海士町で公文を勤めてきた村上助九郎家に伝来する史料で、二〇〇五年五月、新聞報道を通じて公に知られることとなった<sup>2)</sup>。こんにちこの史料に書かれている諸事実については、「内藤正中〇五」や下條正男の言及(山陰中央新報二〇〇五年七月三一日、フォトしまね六一一号、「下條正男〇六」)によって、ほぼ網羅的に指摘されている。また、「内田文恵〇六」がこの史料について、「来訪者が述べる事をそのまま記載したことも明らかである。この文書から、一点のみの事を取り上げるのではなく、この文書が書かれた時代を俯瞰し、勘案して読むことも必要であろう」とするのは妥当な指摘である。その上で、これまで主として注目されてきた史料中に書かれた事柄だけでなく、文書自体の機能も含めて史料を丁寧分析す

る必要を感じる。

さて、村上家文書は、元禄九年(一六九六)五月二三日付で隱岐代官手代中瀬弾右衛門・山本清右衛門から石州御用所(幕府代官所)に宛てられた文書一通[A]と、朝鮮舟在之道具之覚[B]・朝鮮人俗名・僧名[C]・朝鮮之八道名[D]とから構成される墨付八丁の横帳である(後掲の翻刻史料を参照)。<sup>3)</sup> [A]は「朝鮮舟着岸一卷之覚書 隱岐国嶋後」と冒頭に記されるが、これは石見代官所あての表題であり、また[B]・[D]三通は、[A]とともに中瀬・山本から石見代官所へ送られたものと思われる。また、[A]の内容からすれば、一行のひとり李裨元が五月二一日に提出した「宗旨名・伯州へ参候わけ・荷物」の一覧[E]、四年以前に日本でもらった品々の一覧[F]、伯州への訴訟理由は明らかにできないとする書面[G]、飯米支給に対する謝書[H]の四通もまた[A]とともに石州御役所へあてて送付されたはずである。

[A]の末尾には、「此度朝鮮人一卷之書付并朝鮮人出候書付目録二記之、弥次右衛門持参仕候、口上二も可申上候」と記される。ここにいう「朝鮮人一卷之書付」は[A]のことを指すから、残る[B]・[H]七通について文書目録を作成して添え、松岡弥次右衛門が使者として隱岐嶋後から石見代官所まで派遣されて提出されることとなった。一方、村上家文書の表紙には「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」と題されるが、これは原文書を筆写した人物が[A]・[D]四通を横帳一冊にまとめた際につけた文書名である。

ところで、[A]は内容的に五つの部分からなる。

第一に、船の概要を記した部分[A1]である。安龍福一行が乗ってきた船の大きさ、装備、積荷、乗員名を書き上げた部分で、内容的には[B]・[C]とも重なる。ただし、[B]・[C]の方が詳細だから、報告書冒頭における概要説明にあたるものであろう。

第二に、安龍福・金可果・雷憲の身上書と、これら三人に対する隠岐代官手代の事情聴取〔A2〕である。身上書部分では、年齢や服装・所持品について詳細に書き上げられる。安龍福は冠のような黒笠をかぶり、そこには水精（水晶）の緒が下がり、浅黄色の木綿の上着を身につけていた。そして所持した腰札（戸牌）には「通政大夫」と記される。金可果も黒笠をかぶり、白木綿の上着姿。興国寺僧雷憲も黒笠をかぶり、康熙二八年（元禄二、一六八九）の金雁山の朱印状を所持していた。これら三人に対する事情聴取に際しては、安龍福が「通詞」となって応対したという。隠岐へ来航した理由や経緯、竹島（鬱陵島）や松島（竹島／独島）の位置づけ、今後どうするつもりかなどが子細に記される。また所持していた「朝鮮八道之図」について、隠岐代官手代らはそこに記された八道の名を書写したというが、それが〔D〕にあたる。

第三に、五月二一日における安龍福との対談〔A3〕である。まず安龍福から食糧不足を訴える書簡が提出され、庄屋与次右衛門が一行の船に行つて実情をつぶさに把握する。船内で窮状をめぐる両者のやりとりが繰り返される。

第四に、安龍福らが五月二二日に上陸した際の動静を記した部分〔A4〕である。波で揺れる船中では文書を書きづらいというので「海辺近キ百姓家」をあてがったところ、そこで長々とした訴状を清書した様子が記される。

そして第五に、石州御用所あての伝達文書〔A5〕である。

### 三 村上家文書から分かること

#### (一) これまでの指摘

先述したように、村上家文書の内容に関わつては既にいくつつかの指摘がなされている。

たとえば「内藤正中〇五」は、〈指摘①〉一行が所持した朝鮮八道之図を「竹島と松島を朝鮮の領土として主張するために特別に作つてきたもの」と想定し、鬱陵島（竹島）・松島（竹島／独島）の位置関係に対する認識も正確であることとあわせ、竹島／独島が朝鮮領であることを日本に対して主張したことが分かる史料と評価する。したがつて当然のことながら、今回の来航目的は、竹島／独島が朝鮮領であることを訴えるところにあつたと理解する。また、〈指摘②〉史料中に見える安龍福は、『朝鮮王朝実録』等で知られている荒々しい像とは異なり、きわめて穏やかで友好的な姿であり、この史料は安龍福という人物を知るための手がかりを与えてくれるとも評価する。

その上で、〈指摘③〉安龍福らは「元禄六年時に」日本でもらつた物や書付をもつてきたといつている、〈指摘④〉来航目的でもある訴えの内容自体は隠岐から鳥取藩に伝わつておらず、「訴訟のため伯者に行くことだけしか連絡できなかった」、〈指摘⑤〉鳥取藩領青谷に現れた際に身につけていた「官服や皮靴」は、隠岐で船内の道具を調べた記録の中には存在しない、〈指摘⑥〉鳥取藩領ではおそらく重臣と対談したと思われ、訴状が提出され、それが江戸幕府まで届いた可能性は「全面否定することはできない」、といつた諸点を指摘する。

一方、下條正男は、「海士町の旧家・村上家で昨春見つかった古文書によると、〈指摘⑦〉安龍福は鬱陵島と、当時松島と呼んだ現在の竹島を朝鮮領とし、鳥取藩に認めてもらうよう訴訟するのが再来日の狙いと説明」したと述べ（『フォトしまね』一六一号）、鳥根県竹島問題研究会・中間報告書の論点整理部分でも同趣旨を繰り返す。あるいは、中間報告書の別項では、〈指摘⑧〉村上家文書に記された鬱陵島（竹島／独島）の距離（日数）にかかわる安龍福の説明は『隠州視聴合記』の地理認識とは「大きく食い違つている」とも指摘し、安龍福発言に対する疑義を表明する「下條正男〇六」。

また金炳烈は、〈指摘⑨〉安龍福一行は「鬱陵島と独島の領有権を主張するために意図的に朝鮮八道地図を携帯してやって来た」ことを述べ、また〈指摘⑩〉村上家文書には、日本では虚言とされる朝鮮官憲に対する元禄六年・九年の安龍福発言を裏付ける内容が示されるとする〔金炳烈・内藤正中〇六〕のうち金炳烈執筆にかかる第一部第三章「安龍福のための解明」。以下典拠表記は「金炳烈〇六」とする。さて、以上からすれば、鬱陵島（竹島）・松島（竹島／独島）の位置関係に対する安龍福の認識については評価が分かれたりする。〈指摘①⑧〉ものの、元禄九年五月における安龍福の来航目的は竹島／独島が朝鮮領であることを訴えるところにあつた、との理解〈指摘①⑦⑨〉は内藤正中・下條正男・金炳烈三者いずれも一致する。したがって、村上家文書が、竹島／独島が朝鮮領であることを日本に対して主張したことが分かる史料と評価する点でも三者は共通する。

## （二）村上家文書の評価について

村上家文書の記載内容のうち事情聴取の様子について、時系列にしたがって整理してみたい。隠岐代官所側と安龍福一行との対談は、五月二〇日から二二日に至る三日間のものが順に記録されている。そこでは、隠岐代官所手代（中瀬弾右衛門・山本清右衛門）本人あるいは手代の指示を得た手下の者（または庄屋）が安龍福らとの対談を行っている。二〇日は在番人と安龍福・雷憲・金可果とのあいだで、二一日は庄屋与次右衛門と安龍福とのあいだで、二二日は代官所側が具体的に不明ながら安龍福・李裨元・雷憲・同弟子とのあいだで、それぞれ対談がなされている。

五月二〇日、最初の対談の冒頭で、安龍福らは「朝鮮八道之図ヲ八枚ニ所持仕候」ものを出してきた。引き続き、船中荷物や同行者、来航過程を説明し、それから安龍福は、おもむろに「伯耆国へ行つて、

鳥取伯耆守様に訴えたいことがあつて参りました。風向きが悪かったために隠岐へ立ち寄ることとなりました【伯州江参、取鳥伯耆守様江御断之義在之罷越申候、順風悪布候而、当地へ寄申候】と来航理由を述べる。隠岐へは偶然の来航だったということである。また「四年前の夏〔元禄六年〕に竹島で伯耆国の船で連れて行かれたことがありますが、その際に一緒に連行されたへとらべ〔朴於屯〕も今回同行し、竹島に残しています【四年已前西夏竹嶋二而伯州之舟二被連まいり候、其とらべも此度召連参、竹嶋二残置申候】と述べる」ともに、「元禄六年に日本で頂いた品々を書き付けた帳面一冊【四年以前癸酉十一月、日本二而被下候物共書付之帳壹冊】をも差し出して見せた。

翌日は、庄屋与次右衛門が一行の船へ出向き、船内の様子をつぶさに検分しながらの対談となつた。飯米不足を訴えた安龍福に対し、庄屋は「あなたは鳥取伯耆守様に訴えたいことがあつて来たというのですから、飯米は用意して来たはずではないのですか【其方義取鳥伯耆守様へ訴詔在之参候と之申方二而候間、飯米等致用意可被参事】」と論駁する。安龍福は「竹島から直接鳥取に着くつもりだった【竹嶋十五日二出候得者、其俣日本之地へ着可申】と弁明し、前日同様、隠岐へは来るつもりが無かつたことが分る。伯耆国では何を訴えたいのか明らかにするよう求めると、安龍福は初め承諾したものの後に翻し、「伯耆国へ行つてから詳しく述べるつもりだから、これ以上は聞かないで欲しい【伯州へ参、委細可申上、重而ハ其間事無用ニ可仕】と拒絶する。

三日め（五月二三日）は、安龍福ら四名が上陸し、あてがわれた百姓家で訴状の清書を行った。前日（二一日）に船中で長々と下書きしていた訴状を、上陸して清書するに際し、文章を修正していたようであった【廿一日舟二も認懸り申候書簡、今度之訴詔一卷と被存、長々と仕たる下書ヲ致シ、本書をも認懸り候へとも廿二日陸へ上り相談仕、

かへ候様二相見へ申候。ただし書き換えたとはいっても前日の下書きから趣旨は大きくは変わっていないようだった【併前々書付二而始終大体わけ聞へ申候】。

右の記述からすると、安龍福らの訴訟内容については、二一日における安龍福の拒絶にもかかわらず、隠岐代官手代たちは掌握していることが明らかである。二二日の対談の様子からすれば、書き改められて清書された訴状は入手できていないものの、修正前の下書き段階の訴状は目にしてることが明らかである。

隠岐代官手代中瀬・山本は、安龍福らが伯耆国へ「願之儀」があつて来たことを鳥取藩に伝え、また「今回の事情聴取記録と朝鮮人から入手した文書類を、それらの一覽とともに【此度朝鮮一巻之書付并朝鮮人出候書付、目録二記之】」石見の幕府代官所まで送付した。元禄竹島一件の顛末を対馬藩土越常右衛門がまとめた「竹島記事」によると、六月末、鳥取藩江戸留守居は対馬藩江戸留守居に対し、「朝鮮人安龍福はあれこれと事情にも通じており、だいたい日本語ができるようです。訴訟の件は、対馬藩に関わることのようだと聞いています【朝鮮人アンヒチヤク諸事案内をも能存、大形日本言葉を申候、訴訟之儀者其元様之儀二而御座候様二聞へ申候】と述べた。「対馬藩と関わること」とは、安龍福が、元禄六年に人質として連行送還された際に、対馬藩では縛られたりしたというようなことを再三述べている、という（「アンヒチヤクを先年竹島江参候節御国元朝鮮二而しはりなとハ不被成候哉、左様之事共申、兎角何角と其元様之事を申候」）。

ところで、鳥取藩は、元禄六年から八年にかけて継続された朝鮮政府・対馬藩間における竹島一件交渉からは完全に疎外されていたから、交渉の顛末についての情報は一切手にしていなかった。そのため鳥取藩としては、自らが入手した安龍福の訴訟内容を幕府中央なり対馬藩江戸留守居に伝えるに際し、あらかじめ何らかの情報操作が必要だと

感じるだけの素材を持ち合わせていなかった。したがって、右に示されるような鳥取藩江戸留守居が述べた訴訟内容こそが、安龍福が実際に述べたものときわめて近いものと考えて良い。

こうして安龍福による訴訟の内容は、鳥取藩にも対馬藩にも伝わっていた。おそらくそれは、石見代官所経由で幕府中央にも伝わっていたことだろう。したがって〈指摘④〉は正しくないし、〈指摘⑥〉も誤りではないものの不十分である。

ところで、安龍福は朝鮮官憲に対し、「先年（元禄六年）日本へ来たときに『鬱陵・子山等の島を朝鮮領として日本との境界と定める』という関白（徳川將軍）の文書を得た【頃年吾人來此処、以鬱陵・子山等島、定以朝鮮地界、至有関白書契】』とか「前に鬱陵・子山両島に関する將軍の文書を得たのは明らかなのに、それを対馬藩王に奪われてしまった【前日以両島事、受出書契、不啻明白、而对馬島主、奪取書契】』こと等を訴えたかった」などと供述したという（『肅宗実録』肅宗二二年九月二五日条）。東萊府で兪集一が安龍福を審問した際に、「鳥取藩から与えられた『銀貨及文書』を対馬藩の人間にことごとく奪われた【以爲伯耆州所給銀貨及文書、馬島人劫（劫）】」（『肅宗実録』肅宗二二年一〇月二三日条）とも述べている。安龍福らは「（元禄六年時に）日本でもらった物や書付をもってきたといっている」とする〈指摘③〉は、ここにいる持参した「書付」が『鬱陵・子山等の島を朝鮮領として日本との境界と定める』という関白（徳川將軍）の文書の実在を証明するとの考え方に通じている。

しかしながら、第一に、元禄六年の安龍福は竹島（鬱陵島）出漁をめぐる競合の末に大谷・村川家の船によって連行されたに過ぎず、幕府はこれを契機に対馬藩に対して「竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める」日朝交渉を命じた。そうした状況下で徳川將軍が鬱陵島・子山島を朝鮮領と認める文書を書けるはずもない。また、鳥取から長崎・

対馬府中経由で送還された安龍福が將軍直書を受け取る機会もない。

第二に「(元禄六年時に)日本でもらった物や書付をもつてきたといっている」というのは史料の誤読である。おそらく「日本二而被下候物共書付之帳壹冊」とする史料文を「日本でもらった品々と書付の帳面一冊」と解釈したのであろう。しかし安龍福は、「鳥取藩から与えられた「銀貨及文書」を対馬藩の人間にことごとく奪われた」とも述べる。他人に奪われて手元のないものを、果たして如何にすれば持参できるのであろうか。あるいは、鳥取藩から与えられた品々のなかには奪われなかったものもあつて、そうした品々を持参したのでもあろうか。

以下に示すのは、元禄六年に安龍福・朴於屯を鳥取藩から長崎へ送致した際に、対馬藩が所持品の点検をした際の確認書類である。これによれば、鳥取藩が二人に与えた品々が何であつたかが具体的に分かる。ただし、これは対馬藩側による確認文書だから、既に「銀貨及文書」が奪い取られたのちの様子を示すものであるかもしれない。

覚

- 一 布帷子 七
- 一 湯かた 壹
- 一 風呂敷 貳
- 一 鏡 壹面
- 一 唐笠 壹本
- 一 布手拭 三つ
- 一 煙器 貳本
- 一 皮多葉粉入 貳
- 一 布帯 壹筋
- 一 木綿布子 壹

- 一 布足袋 貳足
  - 一 かや 壹張
- 右者從伯耆守様より朝鮮人二被下之候分

- 一 木綿裕 五
- (一ヶ条略)
- 一 木札 貳枚

右者朝鮮人持渡候分、何も無違請取申候、以上  
宗対馬守内 浜田源兵衛 印  
〔竹島記事〕一

仮に右の品々を元禄六年から九年まで大事に保持し続け、今回持参したものとしよう。隠岐代官手代による子細な船内荷物書き上げのなかに右の品々が記録されないのはなぜだろうか。実は、そもそも村上家文書中にある「日本二而被下候物共書付之帳壹冊」の「書付」は名詞ではなく動詞なのである。もし「書付」が「日本二而被下候物共」と区別された名詞として併記される場合には、二つの名詞のあいだに「并」が挿入されて「日本二而被下候物共并書付之帳壹冊」とならねばならないからである。したがってこの史料文は「日本でもらったものを書き付けた帳面一冊」と解釈されねばならないから、〔指摘③〕は史料の誤読にもとづく単純な誤りなのである。

もつとも「鳥取藩から与えられた「銀貨及文書」を対馬藩の人間にことごとく奪われたとする記述は、すべて虚構というよりは一定の事実を踏まえたものであろう。今回の訴訟一件は「対馬藩に関わることのようだ」と把握されてもいたからである。鳥取藩が掌握した訴訟内容とも併せて考える限りでは、安龍福の来航目的は、先回の送還時に対馬藩からうけた冷遇に対する不満を訴えたところにあつたか

ら、〈指摘⑦〉は誤りである。

先に、村上家文書における事情聴取の様子を時系列にしたがって整理した。最初の対談の冒頭で、安龍福らが「朝鮮八道之図ヲ八枚ニノ所持仕候」ものを出してきた。江原道の部分には竹島・松島が記入されていたから、この地図は「竹島と松島を朝鮮の領土として主張するために特別に作ってきたもの」などとして、関心はこの点に向きがちである。

とりわけ金炳烈は、「当時地図は、これを利用した外国の侵略を憂慮して国家機密として管理していたものだから、安龍福一行のような一介の漁民が所持できるようなものではなかった。にもかかわらず、朝鮮八道が各道ごとに一枚ずつ詳細に描かれた地図を安龍福一行が所持しており、一行の調査にあたった者たちに提示したのである。これは安龍福一行が、鬱陵島と独島の領有権を主張するために意図的に朝鮮八道地図を携帯してやって来たことを意味する」(「金炳烈〇六」(四二頁)と述べ、安龍福一行が所持した朝鮮八道地図に松島(竹島/独島)が記載されていることを根拠にして、「当時、独島に対する領有意識が明らかであったことを立証する」とも述べる(同前四三頁)〈指摘⑨〉。

しかしながら、「本来ならば所持しえない朝鮮八道地図を所持していること」と「鬱陵島と独島の領有権を主張することとのあいだには明らかな論理の飛躍があり、右の文章では何の説明にもなっていない。また地図に松島(竹島/独島)が記載されていることによって、その地理的認知の存在を論じることはできても、そこからただちに領有認識の存在までは論じえない「池内敏〇六B」。

金炳烈は次のようにも述べる。「当時作製された地図には、一般的に巨済島・莞島・江華島など多くの島々が含まれ、慶尚道には対馬島も描かれていた。こうした島々がひとつも描かれずに竹島(鬱陵島)

と松島(竹島/独島)だけが問題視されて描かれている。これは安龍福が二つの島が朝鮮領であると主張したからに間違いはない」(「金炳烈〇六」(四六頁)と〈指摘⑨〉。安龍福が所持した朝鮮八道図に「こうした島々がひとつも描かれ」ていなかったのかどうかは、実は村上家文書からは分からない。村上家文書〔D〕「朝鮮之八道」は、安龍福が提示した「朝鮮八道図」を見た隠岐代官手代らが「八道ノ名ヲ書写」〔A2〕したもの過ぎないからである。手代らが〔D〕江原道の部分に「此道ノ中ニ竹嶋・松嶋有之」と書き込んだのは、「朝鮮国江原道東萊府ノ内ニ鬱陵島と申嶋御座候、是ヲ竹ノ嶋と申由」(同道之内子山と申嶋御座候、是ヲ松嶋と申由)とする安龍福の発言〔A2〕に基づいている。そしてこれら安龍福発言それ自体は地理的認識を示すまでであって、「竹島・松島を朝鮮領として主張」したものとまでは解釈できない。〈指摘⑨〉は妥当性を欠いた主張である。

ところで金炳烈はまた、元禄竹島渡海禁令が鳥取藩国元に伝わったのが元禄九年八月一日だから、同年春に大谷・村川両家が竹島渡海を行った可能性があることに言及する。したがって元禄九年の竹島(鬱陵島)で日本漁民と遭遇・追放する過程で隠岐に至ったとする朝鮮官憲での安龍福供述にも裏付けがあると推定する(「金炳烈〇六」(五四)五五頁)。しかし仮にそうであるならば、村上家文書にそうした記述が一つとして現れないのはなぜなのか。朝鮮官憲に対する安龍福供述によれば、竹島(鬱陵島)で出会った日本人漁民たちは鳥取藩領民ではない。彼らは松島(竹島/独島)住人と述べており、それを追跡して隠岐に至ったと安龍福はいう。村上家文書から分かるのは、安龍福が如上の漁民を追跡した形跡も、隠岐で告発した形跡も、微塵もないことである。村上家文書によつては、朝鮮官憲に対する安龍福供述を裏付け得ないから〈指摘⑩〉は成り立たない。

村上家文書の内容全体の分析と他史料との比較検討からすれば、安

龍福の訴訟目的が「竹島と松島を朝鮮の領土として主張する」などというところに無かったことは明らかである。〔指摘①⑦⑨〕は、史料の一部分を取り出して拡大解釈をし、当該史料をとりまく大局的な史実から切り離して想像を膨らませた結果の錯誤にすぎない。

さて、そうになると、安龍福らが竹島・松島を記載した「朝鮮八道之図」を持参し、しかも最初の対談の冒頭で提示したのはなぜなのか、が問われることとなろう。

答えは簡単である。元禄六年に竹島で捕縛されて隠岐經由で鳥取藩へ連行された安龍福は、鳥取藩では様々な身の回りの品々を支給され厚遇された。ところが対馬藩に引き継がれたのちに冷遇を受けるようになった。その冷遇を受けた事実を鳥取藩に訴えるためには、自身が如上の経験をした当事者であることを鳥取藩側に示す必要がある。竹島で捕縛されてから松島や隠岐を経て鳥取藩領米子に連れて行かれたという、いわば「当事者のみが知りうる秘密の開示」は、当時においては如何にすればなしたであろうか。山陰地方で使われていた島名<sup>11</sup>松島や、実際に自身が捕縛された島<sup>12</sup>竹島が記載された「朝鮮八道之図」を持参することは、まさにそうした証明書たりうる唯一の道だったのである。

以上を踏まえるならば、安龍福の来航目的が竹島／独島が朝鮮領であることを訴えるところにあつたとする〔指摘①⑦⑨〕は明白な誤りであり、村上家文書をもって、竹島／独島が朝鮮領だと日本に主張した史料と評価することはできないのである。

#### 四 村上家文書（翻刻史料）

〔上紙共八丁〕

元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書

〔A〕

朝鮮舟着岸一卷之覚書

隠岐国島後

〔A1〕

一 朝鮮舟壱艘

長<sup>（船）</sup>「上口三文、下口式丈」  
幅中二而<sup>（船）</sup>「上口」壱丈式尺  
深サ四尺式寸

但、八拾石程積可申候、

檣 式本

帆 式ツ

梶 壱羽

櫓 五梶

蓬

木綿之はた二ツ 艫二立申候

木碇 式梶

かうそ綱四房

敷物ござ犬ノ皮

一 船中人数拾壱人

俗 安龍福

俗 李裨元

俗 金可果

俗 三人名不書出、年不書出

坊主 雷憲

坊主 雷憲弟子

衍習

坊主 三人名年不書出候

〔A2〕



一 安龍福 午歳四十三

冠ノヤウナル黒キ笠、水精ノ緒、アサキ木綿ノウハキヲ着申候、腰札ヲ沓ツ着ケ申候、表ニ通政大夫

安龍福 年 甲午生

表ニ住東萊 印彫入

印判小キ箱二入、耳カキヤウシ小キ箱二入、此式色扇着ケ持申候、

一金可果 年不書出

冠ノヤウナル黒キ笠、木綿ノ紐、白キモメンノウハキヲ着申候、扇ヲ持申候、

一 興國寺ノ住持雷憲 歳五十五

冠ノヤウナル黒キ笠、木綿ノ紐、細美ノウハキヲ着、扇ヲ持申候、己巳閏三月十八日、金鷹山之朱印状雷憲所持仕候ヲ出シ申候ニ付、則写申候、

康熙二十八年閏三月二十日

金鷹山朱印ノ書付、雷憲所持仕候ヲ出シ候ニ付、則写シ申候、

箱沓ツ 〔割註〕「長沓尺、は、四寸、高四寸」

鈴ノカナク在リ、内ニ算木在、竹ニ而作之申候、

かけご二硯ヲ仕組申、筆墨在リ、

一 坊主衍習 歳三十三ト申候、

一 右安龍福・雷憲・金可果三人江在番人立会之時、朝鮮八道之図ヲ八枚ニメ所持仕候ヲ出シ申候、則八道ノ名ヲ書写、朝鮮ノ詞ヲ書付申候、三人之内、安龍福通詞ニテ事ヲ問申候得ハ答申候、

一 舟中ニ荷物存在之候哉と尋候へハ、干鮑少、和布少在之候、是ハ食事之サイニ仕候由申候、後二船中□書付別ニ御座候、

一 船中ニ坊主五人乗セ候儀尋候へハ、竹嶋見物ヲ望ニ付同道仕候由申候、

一 沙門宗派五人共一宗か又別宗か何宗そと尋候へハ、雷憲其問ノ書付ニ答ヲ書記申候、然共其分ケ不分明様ニ相聞へ申候、依之翌廿一日

二、宗旨名・伯州へ参候わけ・荷物等之義書付相尋候へハ、病人李禪元筆者ニテ書出ス書付有リ、則差上申候、〔E〕

一 安龍福申候ハ、竹嶋ヲ竹ノ嶋と申、朝鮮国江原道東萊府ノ内ニ鬱陵嶋と申嶋御座候、是ヲ竹ノ嶋と申由申候、則八道ノ図ニ記之、所持仕候、

一 松嶋ハ右同道之内子山と申嶋御座候、是ヲ松嶋と申由、是も八道之図ニ記申候、

一 当子三月十八日、朝鮮国朝飯後ニ出船、同日竹嶋へ着、夕夕飯給申候由申候、

一 舟数十三艘、人壹艘二九人・十人・十壹人・十貳三人・十五人程宛乗り、竹嶋迄参候由、人数之高問候而も一円不申候、

一 右十三艘之内十式艘ハ竹嶋ニ而和布・鮑ヲ取、竹ヲ伐リ申候、此事ヲ只今仕候、当年者鮑多も無之由申候、

一 安龍福申候は、私乗候船ニハ拾壹人伯州江参、取島伯耆守様江御断之義在之罷越申候、順風悪布候而、当地へ寄申候、順次第二伯州江渡海可仕候、五月十五日竹嶋出船、同日松嶋江着、同十六日松嶋ヲ出、十八日之朝隱岐嶋之内西村之磯へ着、同廿日二大久村江入津仕候由申候、西村之磯ハあら磯ニ而御座候ニ付、同日中村江入津、是も湊悪候故、翌十九日彼所出候而、同日晚二大久村之内かよい浦と申所舟懸リ仕、廿日二大久村江参懸リ居申候、

一 竹嶋と朝鮮之間三十里、竹嶋と松嶋之間五十里在之由申候、

一安龍福ととらへ忒人、四年已前西夏竹嶋二而伯州之舟二被連まいり候、其とらへも此度召連參、竹嶋二残置申候、

一朝鮮出船之節、米五斗三升入二十表積參候得共、十三艘之者共給申候二付、只今者飯米乏ク成候由申候、

一伯州用事仕廻、竹嶋江戻り、十式艘之舟二荷物ヲ積セ改仕、六七月之頃帰国仕り、殿江も運上ヲ上ケ申筈之由申候、

一竹嶋ハ江原道東萊府ノ内ニ而御座候、朝鮮国王之御名クモシヤン、天下ノ名主上、東萊府殿ノ名一道方伯、同所支配人之名東萊府使ト申候由申候、

一四年以前癸酉十一月、日本ニ而被下候物共書付之帳巻冊出シ申候、則写之申候、〔F〕

一三人江在番人对談終リ舟江三人共二歸り、其後二書簡ヲ差出シ、干鮑六包、内沓包ハ大久村庄屋へ、五包ハ在番人へ之心入にて指越候得共、六包共二返シ申候、其書簡之奥ニ生菜・青菜・実菓請と御座候二付、苜・ねふか・樵実・芹・生姜など遣シ申候、尤書簡之返事ヲモ相添遣申候、

〔A3〕  
一廿一日、安龍福より書付出シ申、飯米二切レ夕飯より食ニ絶候由申越候二付、舟江庄屋与次右衛門罷越、様子相尋候へ者、飯米無之致難義候、朝鮮ニ而他国之舟參候得ハ致馳走候処ニ、此元ニ而ハ大凡成義之様ニ申候二付、庄屋申候ハ、爰許も異国舟被放風參候節ハ飯米等其外所相応之儀ハ御調被遣事ニ候、其方義取鳥伯耆守様へ訴詔在之參候と之申方ニ而候間、飯米等致用意可被參事と申候得者、不審尤成義ニ候、竹嶋十五日ニ出候得者、其俣日本之地へ着可申、日本之地ニ而ハ御如在無之と存、右之通ニ候と申候、然共無覺速候間、船中見可申と庄屋申候得者、成程見候様ニと申二付見分仕候得者、飯米入候内ニ白米三合程残り申候、庄屋申候ハ、飯米切レ申候

段見届申候、爰元ハ去年作不熟ニ而米払底ニて候、少々在之候而も悪米ニ而候、不苦候ハ、少ハ才覚可仕由申候得者、致才覚くれ候様ニと申二付、在番所より參候迄ハ延引ニ付、大久村地下より取合白米四升五合遣シ申候、朝鮮升沓斗沓升五合ニ斗立手配を申候、追付在番より米參候ヲ則白米二仕、沓斗式升三合遣シ候得者、朝鮮升三斗ニ斗立手配を申候、右兩度之米、廿一日之夕と廿二日三度之飯米在之由申二付、其積リヲ以追々米才覚仕、時々ニ飯米あてかい渡し申候、

一拾耆人之内名歳知レ不申分、猶又宗門之義銘々ニ願ハ書記、伯州へ訴詔之わけ書付出シ候様ニと申候得共、始ハ心得候由申候処、廿二日之朝ニ至リ其事共書出スニ不及候、伯州へ參、委細可申上由、重而ハ其間事無用ニ可仕由書付出之、則指上ケ申候、〔G〕

〔A4〕  
雷憲廿二日陸揚り候時之裝束ハ  
一ウハキハ白木綿、ねつミニ似タルヲ着シ申候、  
一帽子ハ本朝禪宗ノ用候様成ヲ着シ申候、地ハサイミ、ウラハ白キ麻  
一珠数も禪宗之用候様成ヲ持申候、玉之数十斗在之、笠ハ着不申候、弟子衍習モ揚リ申候、裝束雷憲と同斷、

但、衍習カ珠数ノ玉太サ同ク、数ハ多相見へ申候、  
右、廿二日、安龍福・李裨元・雷憲・同弟子陸へ上り候事ハ、西風強ク船中不靜、物書候義不成候間、陸へ上り書可申と申候二付、海辺近キ百姓家へ入レ候処、其時ニ至リ前々書付斗書出し申候、廿一日舟ニも認懸リ申候書簡、今度之訴詔一卷と被存、長々と仕たる下書ヲ致シ、本書をも認懸リ「候へとも廿二日陸へ上り相談仕、かへ」候様ニ相見へ申候、併前々書付ニ而始終大体わけ聞へ申候様ニ奉存候、其通ニ而差置申候、

一廿一日より廿三日迄も風雨強ク御座候而、西郷へ朝鮮舟廻シ候事、引舟仕候而も難成候ニ付而、番舟申付役人共付、大久村ニ其俣指置申候、惣而十八日より西風毎日強ク舟路ノ通い不罷成荒申候、

一石州へ為右御注進松岡弥二右衛門渡海申付候ニ付、廿二日、弥次右衛門呼戻シ、高梨左衛門・河嶋理兵衛大久村江遣置申候、飯米等追々見斗庄屋方より渡させ候ニ付、朝鮮人悦申由ニ而書付指出申候、則差上申候、〔H〕

〔A5〕

右、此度朝鮮人一巻之書付并朝鮮人出候書付目録ニ記之、弥次右衛門持参仕候、口上ニも可申上候、以上、

五月廿三日

中瀬彈右衛門  
山本清右衛門

石州御用所

〔B〕

朝鮮舟在之道具之覚

- 一白米 叭二三合程残り申候
- 一和布 三表（後）
- 一塩 三表（後）
- 一千鮑 壹束
- 一薪 壹ノ
- 一竹六本 （割注）「長六尺八寸、同三尺五寸、同三尺」但、一尺廻り
- 一刀壹腰 （割注）「此刀武器ニハ難用籠相成ものニ候、」
- 一脇指壹腰 （割注）「此脇指、柄ハ脇指ニ候へ共、料理なといたし候ニ付、包丁同前」
- 一鑓四筋 （割注）「何れも鮑取器物之由、長柄ハ四尺斗」
- 一長刀 壹
- 一半弓 壹

一矢 壹箱

一帆柱 貳本 内（割注）「壹本ハ八尋、壹本ハ六尋」

（割注）「内壹本ハ竹之由」

一帆 貳端 内（割注）「方五枚下り六枚、方四枚下り五枚」

一梶 壹羽 壹丈四尺五寸

一ミなわ綱 （割注）「わら、かつら、しな」

一とま 拾枚斗 内（割注）「貳枚長ケ五尺・横一丈二尺、残八同（日カ）本ノとまより大キ」

一犬皮 三枚

一敷こさ三枚 帆こさノ類ニ而候、

右之通見分仕候処、紛無御座候、

〔C〕

朝鮮人俗名

李裨元 イヒシヤン 金可果 キンサウクハウ 柳上工 ユシヤコウ 金甘官 キンクハシヤハン

ユウカイ （割注）「此字相尋候へハ書不申、下々歟、毎度末座ニ居申候」

安龍福共、六人俗僧名

興国寺 フシコソウ 雷憲 トイホシ 丹冊 タシノイ 騰淡 スウクハネイ 衍習 マシツツ （割注）「雷憲弟子」

右五人坊主 合拾壹人

〔D〕

朝鮮之八道

京畿道 チヨクイダウ 江原道 カンワシ （割注）「此道ノ中ニ竹嶋・松嶋有之」  
 全羅道 チレンダウ 忠清道 チュウチヨウ 平安道 ペアン 咸鏡道 ハンギョウ  
 黄海道 ハンバエ 慶尚道 ケウシヤム

註

(1) 安龍福を虚言癖の男と評価する流れは、近年では下條正男に代表される。しかしながら、たとえば安龍福が見た松島は竹島／独島ではなく隠岐島だったとする下條正男の主張は荒唐無稽である。安龍福が竹島(鬱陵島)および隠岐諸島と区別された島として松島(竹島／独島)を認知していたことは隠岐・村上助九郎家文書によりはつきりしたが、そもそもから右主張は『辺例集要』の誤読にもとづく誤謬であった。こうした誤謬がもたらされた背景には、安龍福を虚言癖の男とする評価への過剰なこだわりがある。

(2) 筆者は、同年六月末まで村上家文書の存在を知らずにいたところ、釜山MBC放送・番組制作スタッフの名古屋来訪時にコピー本を見せられ、ただちに全文を解読した。その後、同年九月初旬に村上助九郎家を訪問し、史料原本を丁寧に閲覧する機会を得たので、コピー本では解読困難であった部分についてすべて検討させていただいた。いまのところ、村上家文書の全文翻刻は、鳥根県竹島問題研究会の中間報告書(二〇〇六年五月)に収録されているものが唯一である。この翻刻は、割注や挿入部分が明示されないため史料原文の様態がわかりにくい難点があるほか、十ヶ所余の誤読・脱漏がある。もともと、これら誤読・脱漏の多くは史料解釈にあたって大きな影響を与えるものではないので、すべてについていちいち指摘しないが、以下の四つについては訂正の必要があるかもしれない。僧雷憲の寺は「興国寺」(『全羅道邑誌』「順天府」項で確認できる)、雷憲が所持していたのは「金雁山」の朱印状、雷憲が所持していた箱の金具は「鈴」、五月二日に船へ出かけて行って安龍福と会話したのは「庄屋与次右衛門」。

(3) 訴えの内容自体は鳥取藩に伝わっておらず、「訴訟のため伯耆に行くことだけしか連絡できなかった」とする〈指摘④〉と、訴状が鳥取藩に提出されて江戸幕府まで届いた可能性は「全面否定することはできない」と

(4) する〈指摘⑥〉は互いに矛盾するようにも思うが、この点は措いておく。金炳烈は、元禄六年に安龍福が得たという『鬱陵島は日本領ではない』(鬱陵島非日本界)とする関白書契には「文献的な根拠が無い」ことを認めただ上で、「しかしながら、こうした書契が無かったとすると、安龍福の第二次渡日活動を決意させた動機が弱いものとなる」(『金炳烈〇六』五三頁)として、以下のような手順でそうした書契が実在したことを論証しようとする。

元禄七年(一六九四)一月、鳥取藩は大谷・村川両家に対し、今後における竹島渡海の資金貸付を打ち切った。金炳烈はここで「なぜ鳥取藩は急に態度を変えたのか」と問い、「安龍福が一六九三年に鳥取藩へ来て、鬱陵島が朝鮮領だと主張したために、大谷・村川両家の渡海が朝鮮領である鬱陵島に対する不法渡海だということを藩として知ることになったためではあるまいか」(同前五三頁)とする。鳥取藩は「事態をそれ以上大きくしたくなかったから」(鬱陵島は日本領ではない)とする内容の文書を「鳥取藩で書契を作成して与えた可能性」「藩の重臣が書契を作成して与えた可能性」があると推測する。その上で、安龍福がそれらを幕府ないしは鳥取藩が正式に作成したものと誤解した可能性があるというのである(同前五四頁)。誤解ではあっても書契それ自体は実在したとの論である。

さて、元禄六年五月に竹島(鬱陵島)で捕縛されて鳥取藩へ連行された安龍福が竹島(鬱陵島)を朝鮮領だと主張し、鳥取藩もそれを受容したとしよう。それではなぜ鳥取藩はその元禄六年末に竹島渡海の資金貸付を停止しなかったのか。元禄七年春の竹島渡海を資金的に後押しすることは「事態をそれ以上大きく」しないと判断されたとしてもいうのだからか。実は、そもそも元禄七年末の資金貸付停止を元禄六年五月の安龍福と結びつけるのが誤りなのである。鳥取藩は元禄六年の事件を契機にして資金貸付方針を急に変更したわけではない。元禄五年・六年と連年

で竹島(鬱陵島)で朝鮮人漁民と競合して収獲の得られなかった大谷・村川家に対し、鳥取藩は次年度の収獲でそれまでの損失を相殺するとした。しかし元禄七年は悪天候のために竹島(鬱陵島)への着岸すらできず、同年十一月の資金貸付の打切りに至った。資金貸付はあくまでも投資であり、資金回収に見込みがなければ打切りもまた選択肢のひとつである。資金貸付打切り後の元禄八年春、最後の竹島(鬱陵島)渡海を行った大谷・村川両家の船は、竹島(鬱陵島)に多くの朝鮮人漁民を目にしたため着岸せずそのまま引き返し、帰途立ち寄った松島(竹島/独島)で鮑を少々採ったという。仮に資金貸付が継続されていたところで、到底その返済が可能な状況ではなかった。

(5) 金炳烈は、「安龍福の第一次渡日時(元禄六年の事件のこと―引用者注)に日本で受け取った品々を記録した一般的な書類だとすると、わざわざこうした書類を日本まで持ってきて提示する必要があるまい」(「金炳烈〇六(四五頁)」と述べるが、思い込みを優先させた本末転倒の議論である。議論は史料に即して立てられるべきである。なお、金炳烈は一貫して「書付」を名詞として様々な解釈を試みるが、そもそも動詞なのだからそれらの試みには意味がない。

(6) 金炳烈論稿のうち、朝鮮官憲に対する元禄六年・九年の安龍福発言にも裏付けがあるとするとする点で(「指摘⑩」と無関係ではないものの村上家文書の記述とは直接関わりない論証について述べておく。金炳烈は、元禄九年の安龍福が鳥取藩主と会見した可能性について、以下のような誤解として存在したと論じる(「金炳烈〇六(五六頁)」)。すなわち、安龍福事件に関わって鳥取藩江戸藩邸から国元へ飛脚が派遣されたことを根拠にして、対馬藩から安龍福のもとへも飛脚が派遣された可能性が指摘される。「江戸にいた対馬島主の父としては、安龍福がほんとうに鬱陵島と独島に対する領有権を主張したのかを確認しなかったから、飛脚に対し、直接安龍福に会って確認するよう指示を行った可能性がある」(同前五七

頁)から、安龍福は「飛脚を対馬島主の父と誤認したこともありうる」(同前後八頁)というのである。

さて、鳥取藩領に所在する者に対し、鳥取藩を頭越しにして面会できる使者が他藩から派遣できるなどとは到底考えられない。安龍福事件に際し、対馬藩国元から鳥取藩領へ向けて通詞が派遣されるが、この通詞ですら直接取り調べをすることは想定されておらず、鳥取藩役人と立ち会いの下での対面しか想定されていない(「竹島記事」)。ましてや飛脚である。しかも、鳥取藩は安龍福は日本語が通じないからとして朝鮮語通詞の派遣を対馬藩に求めていた。「直接安龍福に会って確認するよう」求められた飛脚は果たして朝鮮語に堪能だったのだろうか。論の飛躍と可能性の連鎖が金炳烈論稿の特徴である。こうした議論の進め方にはともついでゆけない。

なお、議論の大勢に影響はないが、「江戸にいた対馬島主の父」(「金炳烈〇六(五七頁)」)とか「安龍福が鳥取藩に密航した時期には、義倫の父、宗義真は新藩主の後見役となり、参勤交代で江戸にいた」(「下條正男〇四」)とするのは誤りである。宗義真は元禄九年二月一九日に江戸を發ち、四月八日に対馬府中に帰着している(「対馬藩政史料」)。義真は安龍福事件の發生を対馬藩国元で知り、国元から江戸藩邸に向けて指示を出している(「竹島記事」)。

(7) 本文中で触れなかった(「指摘②⑤⑧」)については、ここで述べることにする。

まず、隠岐代官手代たちによる安龍福一行の取り調べに際しては「安龍福が通訳になって日本語での質疑と応答が行われた」(「内藤正中〇五」)ことは指摘されるものの、村上家文書によって安龍福の日本語能力の高さが分かる点については概して注目度が高くない。しかしながら、かつて安龍福の日本語能力については「多少の日本語に対する理解があったとしても、十分に意を通じるに足る程でなく」(「田川孝三」)として力量が

疑われており、それがひいては「安龍福証言のうち」日本に対するものは全て虚構の言であった」「田川孝三」とする評価につながった。安龍福の日本語能力問題は、いわば、彼を虚言癖の男として評価する際に小さからぬ位置を占めていたわけである。

村上家文書〔A2〕部分を見れば、隠岐代官手代らによる事情聴取に対する応答も、記録内容からすれば日本語による十分な意思疎通が果たされていたことを物語っている。そしてとりわけ庄屋与次右衛門との対話記録〔A3〕は、ひとつひとつの日本語会話の状況を彷彿とさせるものであり、安龍福の日本語能力が高い水準にあったことを裏付けてくれる。既存の人物像ではなく「安龍福という人物を知るための手がかりを与えてくれる」とする〔指摘②〕は、こうした点でも該当しよう。

ところで、鳥取藩領青谷に現れた際に身につけていた「官服や皮靴」は、隠岐で船内の道具を調べた記録の中には存在しない、とする〔指摘⑤〕はまことに興味深い。青谷に着船した際に「朝鬱両島監税将、臣安同知」と墨書した旗を船首に掲げていたところからも、安龍福は（架空の）朝鮮官職を名乗り、「官服や皮靴」を身にまとい、あたかも朝鮮王朝の官人であるかのごとき装いで鳥取藩領に登場した。そうした「官服や皮靴」が、村上家文書の船荷物一覧記録には見いだせないというのである。

実は、「朝鬱両島監税将、臣安同知」と墨書した旗もまた船荷物一覧中には見いだせず、そこにあるのは「木綿之はたニツ」〔A1〕だけである。仮に「木綿のはた」のいずれかに何らかの字が墨書されていたならば、隠岐代官手代たちが見逃すはずがない。安龍福の戸牌に書かれた文字や興国寺僧雷憲の所持した朱印状の文面を筆写したのと同様に、旗に書かれた文字も記録したであろうからである。したがってこれらからすれば、安龍福の所持した「通政大夫」の戸牌を除けば、彼らが官人に扮装したのは隠岐を発つてからのちのことと分かるのである。

一方、〔指摘⑧〕については、「五月十五日竹嶋出船、同日松嶋江着、

同十六日松嶋ヲ出、十八日之朝隠岐嶋之内西村之磯へ着」〔A2〕とする記述と、「戌亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島」（『隠州視聴合記』）とを対比したときに、それを「大きく食い違っている」と強調せねばならないほどの必然性がまるで感じられない。つまり、そこに供述の信憑性が疑われるほどに重大な地理認識の錯誤があるとは考えがたいから、〔指摘⑧〕が妥当なものとは思えない。

#### 【参考文献】

池内 敏「二〇〇六A」「大君外交と「武威」、名古屋大学出版会

「二〇〇六B」「竹島／独島Ⅱ固有の領土論」の陥穽、「ラチオ」二、

講談社

内田文恵「二〇〇六」「村上家所蔵『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書』解

読について」、島根県竹島問題研究会中間報告書

川上健三「一九六六」「竹島の歴史地理学的研究」、古今書院

金炳烈・内藤正中「韓日専門家がみた独島」二〇〇六「タダメディア（韓国・

ソウル、韓国語）

下條正男「一九九七」「統・竹島問題考」、「現代コリア」三七一

「二〇〇四」「竹島は日韓どちらのものか」、文春新書三七七

「二〇〇六」「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書」について、島

根県竹島問題研究会中間報告書

田川孝三「一九八八」「竹島領有に関する歴史的考察」、「東洋文庫書報」二〇、（初

出は一九六〇年以前）

内藤正中「二〇〇〇」「竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史」、多賀出版

「二〇〇五」「隠岐の安龍福」、「北東アジア文化研究」二二

島根県総務部「二〇〇六」「特集竹島」、「フォトしまね」一六一

# 鳥取地域史研究

## 第9号

巻頭言 「そら恐ろしい同一性の進行」の果て .....	田村 達也	1
<b>研究論文</b>		
隠岐・村上家文書と安龍福事件 .....	池内 敏	3
近世後期幕府の歴史・地誌編纂と池田冠山 .....	岸本 覚	17
鳥取藩町奉行の文書管理と引き継ぎについて .....	来見田 博基	29
老農中井太一郎と地租改正反対運動		
—鳥取県久米八橋郡改租不服運動を事例として— .....	大島 佐知子	41
<b>研究ノート</b>		
中世の東伯耆国境と美作国		
—矢送の伯耆国衆長氏について— .....	日置 叡左エ門	65
<b>史料紹介</b>		
「戦中工場学徒勤労働員日記」(上) .....	松尾 尊 兌	69
二〇〇六年の活動記録 .....		99
鳥取地域史この一年 .....		102

2007年

鳥取地域史研究会

## 編集後記

第9号も田村達也会長の「巻頭言」ほか、「研究論文」4本、「研究ノート」1本、また今号は「史料紹介」として、京都大学名誉教授の松尾尊兌先生より、自らの日記「戦中工場学徒勤労働員」をご寄稿いただいております。今回も新たな分野を切り拓く意欲的な論稿を揃えることができました。執筆者の方々には心より感謝申し上げます。

わたくしの勤務する鳥取市歴史博物館は今年で8年目を迎えます。この間には、鳥取市と8町村の合併（2004年11月）、博物館の運営母体である鳥取市文化財団の指定管理者への移行（2006年4月）などがあり、ここ2～3年の博物館を取り巻く情勢は大きく変化しており、実際多くの問題も抱えています。時流を見きわめ合理的に方向修正する力量を求められますが、博物館本来の役割をしっかりと見定め、地域の歴史的課題に真摯に取り組む姿勢なくして存続はないものと考えています。

今日の地方自治体には様々な文化的施設が存在しますが、気が付けばどこも同じようなことをしており、同じ客層を取り合って一喜一憂するということでは、戦後積み上げてきた「博物館」の活動はいったい何であったかということになりかねません。当館のようないわゆる「地域博物館」は、一律でない歴史的背景をもつ地域の課題に対し、独自に取り組んでこそ真価が発揮されるはずで、その存在意義も継承されていくと考えています。

（編集担当 伊藤 康晴）

### 鳥取地域史研究 第9号

平成19年（2007年）

2月24日発行  
編集・発行 鳥取地域史研究会  
会長 田村達也  
事務局 〒680-0011 鳥取市東町2-124  
鳥取県立博物館内  
0857(26)8044  
印刷所 株式会社ティエスピー